○中部地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十一日　中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百五十八号	大垣市横曽根三丁目八九番一から同市横曽根四丁目三八番一まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十一日十七時

○近畿地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第二百五十六号木之本高月都市計画、浅井湖北都市計画、山東伊吹都市計画、彦根長浜都市計画、豊郷甲良都市計画及び湖東都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（東北部処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十七年二月二十三日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十七年建設省告示第二百五十六号、平成元年建設省告示第五百二十七号、平成二年建設省告示第千五百八十号、平成五年建設省告示第千百二十九号、平成七年建設省告示第千十六号、平成八年建設省告示第三百二十八号、平成九年建設省告示第千二百九十九号、平成十二年建設省告示第五百四号、平成十六年近畿地方整備局告示第百三十二号、平成二十二年近畿地方整備局告示第百四十八号及び平成二十三年近畿地方整備局告示第二百四十号の事業地のうち、長浜市川道町字早上り地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第五十一号岩出都市計画、打田都市計画、粉河都市計画、那賀都市計画、貴志川都市計画及び桃山都市計画下水道事業紀の川中流流域下水道

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第二百四十四号阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道事業武庫川上流流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十四年二月二十六日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十四年建設省告示第二百四十四号、昭和五十六年建設省告示第三百八十一号、昭和五十七年建設省告示第千六百十九号及び昭和六十年建設省告示第六百十七号の事業地のうち、兵庫県神戸市北区道場町生野字コヤケ尾地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二千三十二号防府都市計画道路事業三・一号環状一号線及び三・四・二十七号防府富海線

三　事業施行期間　自平成八年十一月一日至平成二十五年三月十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年中国地方整備局告示第三号防府都市計画道路事業三・三・一号環状一号線及び三・四・四十号松崎牟礼線に三・四・二十七号防府富海線を加える。

三　事業施行期間　自平成二十三年一月十七日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十三年中国地方整備局告示第三号の事業地のうち山口県防府市牟礼今宿二丁目地内において事業地を変更し、事業地に沖今宿二丁目を加える。

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十一日　北海道開発局長　関　博之

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画下水道事業函館湾流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十五年十二月十二日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし